

議会だより



第50号の掲載内容

- 第2回定例会の概要…………… 2 P
- 一般質問…………… 3 P
- 第1回臨時会の概要…………… 4 P
- 委員会の活動…………… 4 P～5 P
- 行政視察報告…………… 5 P～7 P
- 議会の行事…………… 8 P

鹿部稲荷神社例大祭が7月7日、8日、9日の3日間開催され、恒例行事となっている小学生相撲大会が7月9日、稲荷神社境内の土俵で行われました。ちびっ子力士たちの熱戦に、観客から大きな声援が送られていました。

平成24年第2回定例会

平成24年第2回定例会は、6月14日に招集され会期を2日間と決め議員から行政視察報告、町長から行政報告が述べられ、その後1名の議員が一般質問を行いました。また、承認1件、議案5件、諮問1件の審議を行い全て原案のとおり可決し、会期を1日残して閉会しました。なお、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

◎承認

△平成24年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により、平成24年5月31日付けで専決処分したもので、歳入歳出それぞれ1億2千百76万4千円を追加し予算総額10億4千5百42万1千円となりました。

内容は、平成23年度の本会計が年度末決算見込みにおいて歳入不足となることから、地方自治法の規定により、前年度会計に繰上充て金として1億2千百76万4千円を追加したものです。

◎補正予算

△平成24年度鹿部町一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ1千百77万7千円を追加し、予算総額25億8千7百77万7千円となりました。

内容は、鹿部会館裏の空き地を駐車場用地とするための購入費3百21万5千円の追加、津波ハザードマップ検討作成委託料4百99万8千円の追加が主なものです。

◎条例

△住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加えること及び他の市区町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することが出来ることとなる住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることから、関係条例を改正したものです。

△鹿部町一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の制定について

平成24年度から平成25年度までの2ヶ年で整備する一般廃棄物処理施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定事項に基づき条例制定を行ったものです。

◎その他

△新たに生じた土地の確認について

本別地区漁港区域内の公有水面埋め立て工事完成箇所について、公有水面埋立

法の規定に基づき北海道知事から認可のあった2,898.72㎡を新たに生じた土地として確認したものです。

△人権擁護委員の候補者の推薦について
次の方を適任と認め、回答しました。

氏名 鈴木 昌志 氏
住所 〓字宮浜285番地11

【以上7件、原案とおり可決】

△字の区域の変更について
前項の議案に関連する地方自治法の規定による手続きとなっており、公有水面の埋め立てにより字本別区域に2,898.72㎡を編入させたものです。



本別漁港埋立箇所

■外部監査制度の導入について
(質問者)
中川 一 議員



複雑多岐にわたる監査を、当町では知識経験者である識見の方と、議会選出の2名の監査委員で監査が行われておりますが、外部監査人の導入による責任の軽減と、二重三重のチェックを行うことにより、最小の経費で最大の効果を挙げられると考えますが、町長のご見解をお伺い致します。

■外部監査制度は平成9年6月に、地方自治法の一部改正により創設された制度である。
■個別外部監査については、平成23年度では全国で1町のみ実施している。
■国では現在、監査制度について廃止を含めゼロベースでの見直しを進めているので、今後

の動向を見ながら検討して参りたい。
(答弁者)
川村 茂 町長

それでは中川議員の一般質問にお答えを致したいと思います。

外部監査制度につきましては、平成9年6月に地方自治法の一部改正により創設された制度であり、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者を導入することにより、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の充実を図ることを目的としております。

外部監査制度には、包括外部監査と、個別外部監査の2つがあり、包括外部監査については、年1回以上監査人主導による監査を行うもので、都道府県、政令都市及び中核都市は法律により導入が義務付けられており、また、個別外部監査については、議会、長、住民から監査の請求や要求があった場合に行うもので、どちらも導入するのであれば条例制定が必要であります。全国的な動きですが、包括外部監査については、22

年・23年の2年間で、実施されているところはございません。

また、個別外部監査については、平成23年度において鹿児島県瀬戸内町の1町のみが実施しておりますが、瀬戸内町の経常収支比率悪化により、県からの指導で特別会計のみを実施している状況でございます。

このようなことから外部監査は、法律上では条例制定をすれば導入可能となっておりますが、現状としては難しいと考えておるところであります。

なお、国では平成22年度より、現在、監査制度の見直しを協議しております。現行の監査委員制度・外部監査制度について、廃止を含め、ゼロベースで見直しを進め、制度化に向け関係者の意見を聞きながら更に詳細に検討するという方向となっております。外部監査制度については、今後の動向を見ながら検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

以上、中川議員に対する答弁と致します。

■再質問、再々質問の要約
(質問者)
中川 一 議員

まずもって、無報酬に近い報酬で責任ある監査をされているお2人の監査委員に敬意を表したいと思えます。私も前回4年間議選の監査委員をさせて頂きました。短時間で2名の監査委員により例月検査を行うことは大変な労力であり、責任も大であります。町民以外の第三者的立場の専門職の監査委員を導入することにより、3名体制でより効果的な町運営が出来ると思っております。

当町においても専門性の確保のために将来に向けて条例の制定だけでも進めたいと思えます。また、不正の告発や、監査の簡素化が目的の質問ではないので誤解しないで頂きたいと思えます。あくまでも専門性の確保と責任の軽減との思いからの質問であります。

■再答弁、再々答弁の要約
(答弁者)
川村 茂 町長

現在監査委員におかれま



※再質問、再答弁については、要約しております。

しては、かなり難しい部分をやってらっしゃると思っております。また、報酬についても中川議員ご指摘のように安いのではないかと私も認識しております。事務の軽減の部分は、今の地方自治法の中では監査委員は2名となっておりますが、3名にすることも可能となっております。この部分につきましては、監査委員さんと協議したことはないので、今後協議検討して参りたいと思えます。

国の方で監査制度がゼロベースから協議検討されているということですので、今度の動向を見ながら、検討して参りたいと思えます。

第1回臨時議会

第1回臨時議会は、4月23日に開催され、次の案件について審議されました。

◎承認

△平成23年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により、平成24年3月30日付けで専決処分したもので、歳入歳出それぞれ4千5百30万6千円を追加し、予算総額2億1千6百96万5千円となりました。

◎条例

△鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正に伴い本条例の関係条項を改正するもので、内容は新築住宅に課する固定資産税額の負担調整措置の延長及び東

日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の特例を加えたものです。

△鹿部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正に伴い本条例の関係条項を改正するもので、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を加えたものです。

【以上3件、原案どおり可決】



総務経済常任委員会 所管事務調査

◇構成委員

委員長 中川 一
副委員長 川村 裕司
委員 伊藤 辰男
委員 佐藤 頼幸
委員 竹ヶ原公勝

◇調査事項

①水産資源の動向と増大対策について
②町有財産の管理状況について

◇調査実施日

平成24年5月10日

◇調査方法

担当課より関係資料に基づき説明を受け、現地調査を実施した。

◇調査結果

①水産資源の動向と増大対策について
水産資源の増大対策として、ウニ人工種苗放流事業、マツカワ種苗放流事業、昆布種苗供給事業の3事業と、試験事業であるナマコ資源保護事業の計4つの増養殖事業を実施している。

ウニの漁獲量については、出漁日数の減等で減少しているが、その他3魚種については平均価格の変動のため水揚げ金額に差はあるが、

安定した漁獲量となっている。その中でもマツカワガレイの漁獲量については、放流事業による成果が顕著に見られる。

当該増養殖事業は鹿部町の水産資源の維持増大、それに伴う安定的な漁獲量の確保において非常に重要な事業となっており、ことから、今後も継続して実施することを望むものである。



マツカワガレイ放流

②町有財産の管理状況について

町有財産（土地）の貸付は、無償貸付については10団体へ計15,267㎡を貸付しており、有償貸付については町内者85件で年額99万5千7百24円、町外者は9件で年額百10万5千6百70円となっている。現在の滞納額は70万9千3百73円

となっている。有償貸付の内、海産干場については、22区画の内10区画を貸し付けしている。

町有財産（土地）の貸付については適正に契約事務等行っていると思われるが、一部滞納者が居るようなので早期の回収が望まれる。また、大岩等の海産干場を視察した際に、本来貸す側が整備すると思われる敷石を個人で購入し整備しているとのことでありますので、定期的に敷石の整備を実施されたい。

民生文教常任委員会 所管事務調査

◇構成委員

委員長 浦 梅吉
副委員長 船橋 敦子
委員 盛田 鐵次
委員 朝井 翔二
委員 野田 重毅

◇調査事項

学校教育及び社会教育の現状と児童生徒数の推移について

◇調査実施日

平成24年5月11日

◇調査方法

担当課より関係資料に基づき説明を受け、調査を実施した。

◇調査結果

学校教育については、学力の向上や体験学習、情報化や国際化に対応した学習ボランティア活動など児童生徒を対象とする事業と、就学指導、研修会など教職員が対象となる事業を実施。その他に学校施設・設備の充実ということで各校舎及び施設の改修工事等を行っている。

社会教育については、生涯学習の推進やスポーツの推進ということで、幼児から高齢者に至るまでの幅広い年齢層への教育事業やスポーツ教室及び大会、また文化祭や芸術鑑賞事業等による芸術文化活動の推進を行っている。

児童生徒数の推移は、平成24年度については、幼稚園から中学校までの児童生徒数合計が408人となっており前年比で18名の減となっている。また平成27年度までの推移によると、幼稚園のみ多少増となっているが、小中学校については年々減少する見込みとなっている。

学校教育においては、給食費の滞納が全国的な問題となっており、当町においても平成22年度の未収金は

3百48万5千25円となっている。このようなことから滞納解消に向けた徴収の結果、平成23年度では未収金2百97万6千3百円となっており、滞納額の減が図られている。学校給食の使命は、児童生徒へおいしく安心して安全な栄養のある給食を提供することで、給食費の滞納の増加は、その学校給食の運営に大きな支障をきたすことが予想され、児童生徒への影響が出ると思われることから、今後も滞納の解消に向けた取組の継続を望むものであり、滞納額ゼロを期待するものである。

また、各分野における事業展開は、鹿部町の児童生徒及び住民の教育や、健康で活力ある生活を送ってもらうためには必要不可欠なものであり、今後も各分野の推進がより一層図られることを期待するものである。



行政視察報告

平成24年4月16日から19日にかけて議員一行11名が広島県広島市水産振興センターにおいて『育てる漁業』、香川県丸亀市川西地区において『自主防災組織について』、香川県宇多津町では『景観まちづくりと特産品開発』について行政視察を行いました。実施概要は次のとおりです。

広島市水産振興センター

①施設の概要

水産業の振興を図るため、栽培漁業の推進、養殖技術の普及指導を行うとともに施設を一般公開し、漁業者や住民に対して水産に関する情報の提供、知識の普及啓発を行っている。この施設は瀬戸内海、特に広島湾や太田川に生息する魚貝類や昔と今の漁業に関する資料を展示し、水産業や水産生物資源に関して知っていたくことと、自然環境の保全に対する理解を深めて頂くことを目的としている。

②普及事業

し、魚のおろし方や海辺の生物の観察会等を実施している。

また、その他として水産に関するイベントの開催、特産品の力キの養殖作業の体験学習等を実施している。

⑤まとめ

当センターは広島市における水産業の振興・発展や水産資源の維持増大による漁獲量の増に大きく貢献している施設である。当町においてもナマコ、マツカワガレイ、ウニ等の種苗放流を行っており、それにより放流魚種については、水揚げも安定している。このようないことから水産資源の確保という面で、種苗放流は重要な事業であり、今後においても継続して行かなければならない事業だと、より認識を深めた。

③栽培漁業

当センターではアユ、マコガレイ、オニオコゼ等7種類の水産動植物の種苗を生産しており、一定の大きさまで成長させた後放流し、市場において標識漁の混入調査を実施して種苗放流の効果を確認している。近年ではオニオコゼの漁獲量が増加傾向にあるとの調査結果が出ていた。

また、新魚種開発試験とすることでアイナメ(アブラコ)の種苗生産試験も実施している。

④水産業に対する理解の促進

海辺の教室ということで小学3〜6年生の児童とその保護者を対象とした魚と漁業に関する学習会を開催



スズキの栽培施設

香川県丸亀市川西地区 自主防災会

① 地域・組織の概要

香川県丸亀市川西地区は、香川県唯一の一級河川である土器川が形成した扇状地を主体とする丸亀平野のほぼ中心で同河川のすぐ西側に位置し、地区面積は4.3平方キロメートル、人口約7千人、世帯数が2千7百世帯(自治会数46自治会)の地区である。

その中で川西地区自主防災会は平成14年に地域住民が集まり設立し、現在13歳から75歳の幅広い年齢層の84名で構成されている。以後様々な防災に関する取組を行い、平成22年には「防災まちづくり大賞総務大臣賞」を受賞している。

② 各団体との連携

地元小中高の児童・生徒とともに防災訓練を行い、将来を担う児童・生徒へ災害に対する知識や対応策等レベルの高い防災の研修を行っている。また、県やほかの自治体との総合防災訓練も実施しその中で自主防災会の後継者の養成と人材育成を図っている。

その他、香川大学の支援のもと独自のハザードマップや防災の手引きも作成している。

③ コミュニティの充実

活動を通じ連携強化と継続性を図るため、ウォーキング大会と連動させた防災フェアの開催や、炊き出しを想定した芋炊き大会、また、町民運動会のプログラムに防災種目を取り入れ、小中高の児童生徒の能力に応じた共助の行動がとれるための合同訓練を実施し、様々な形で地域コミュニティの形成を図っている。

④ その他の取組

地域内の事業所に働きかけ、避難所スペースや食料、日用品など物資提供に関する協定書の締結や、コミュニティセンターに無線機、発電機、救出用資機材、車両、食料、水などを備蓄するとともに、数力所に土嚢センターを設置、またハザードマップへ民生委員に情報収集して頂き災害時要援護者の所在状況や、共同利用が可能な井戸、AEDの設置場所を表示し、自らの地域だけでなく、共助の輪を広げる取組を実施して

いる。

⑤ まとめ

この自主防災会は市から防災部分での支援は一切受けておらず、すべて自分たちの手で運営してきておりますが、発電機をはじめ、業務用無線、チェーンソー、土嚢等様々な防災用資機材も充実させており、今後このような形で地域防災を進めて行くとのことでした。今後の課題は人材の育成や、地域住民の防災についてのモチベーションを維持させることと話しておりました。

当自主防災会は各個人の防災意識が非常に高く、当町においても、大地震やそれに伴う津波災害、駒ヶ岳の噴火など、いつ起こるか分からない災害に備え地域住民の防災への意識の向上が、被害の拡大を防ぐ上で重要になると思われる。



香川県宇多津町

① 町の概要

宇多津町は、香川県のほぼ中央に位置する小さな町であるが、人口が約1万8千4百人で面積が8平方キロメートルと人口密度が高く経済的にも比較的余裕があったため、平成の大合併では合併しない道を選んだ町である。近年、北部の瀬戸内海に面する塩田跡地を整備し、商業、観光施設が立ち並び賑やかで若々しい、便利で都会的な街に生まれ変わり、県下随一の経済発展と人口増加を誇っている。

一方、四国の玄関口として栄えた輝かしい歴史のある町であり、中心部の古くからある町には室町時代の昔、寺の町として栄えたことを示す神社・仏閣や文化財、しつとりとして風情のある伝統的な古き良き街並みも残っている。また、南部にはのどかな田園風景がひろがり四季折々の風景が住む人や訪れた人を楽しませてくれる。

② 景観計画の背景

これまでのまちづくりでは、戦後の急速な都市化の

進展の中で経済性や効率性、機能性が重視され美しさへの配慮を欠いていたことは拒めない。しかし、近年では急速な都市化の終息に伴い、美しい街並みなど良好な景観に対する意識が高まっている。これまでも良好な景観の形成に取り組む自治体では、それぞれが独自の条例を制定し景観に配慮したまちづくりが進められてきたが、その法的根拠は弱く実効性を伴った取組が出来ないという実態があった。こうした背景を受け、平成16年景観に関する総合的な法律として「景観法」が定められた。宇多津町においても、海岸・山・河川・田園などの自然や、歴史文化と人々の暮らし、経済活動が融和した町特有の景観を活かし、個性豊かなまちづくりに取り組んでいる。また、景観にも配慮した道路・公園などの整備が進むに伴い、時代背景と相まって、良好な景観や我が町らしさのある景観など、景観に対する町民の意識が高まっている。

③ 景観計画の目的

景観とは、まちづくりにおける長期的な展望の一つ

である。この計画は、住民協働のまちづくりによる地域の活性化を図り、都市の空間構成という観点でまちづくりを進め、豊かな自然や歴史・文化など先人より受け継いできた恵まれた景観資源を住民とともに守り・創り・育み・次世代へ繋いでいくことを目的としている。

④資源活用で特産品開発

町は商工会と連携し古式製法「うたづの塩+α展開プロジェクト」を進めている。産業としての製塩業はなくなつたが、230年余りにわたり地域経済を支えてきた「塩」に対する町民の思いは強く、塩に関する宇多津産業資料館と隣接して復元塩田があり、入浜式で実際に塩をつくることができ全国唯一の施設である。ここでつくられる塩は粒が粗く、色も黄色っぽいが、カルシウムやカリウムをたっぷり含む自然塩で「さぬきの国の入り浜の塩」や「うたづ塩キャラメル」なども販売し、人気を博している。また、農家と連携してアルコール飲料等も商品化となっている。

⑤まとめ

宇多津町では、町が持つ独自の特徴を生かしたまちづくりを本年度から実施するべく、景観計画・景観条例を策定し地域住民との協働によるまちづくりを掲げている。これはとても難しいことだと考えられるが、町の歴史を後世に残すことは非常に大切なことで、このような魅力あるまちづくりが実施されることによつて観光資源の増加にも繋がると思われる。また併せて特産品の開発も商工会や農家との連携で8種類もの商品を開発し販売している。当町においても特産品があるが、他機関との連携により新しい特産品の開発に力を入れることがこれからの鹿部町にとって重要だと思われる。



今回の行政視察では学ぶべき部分が大変多く、予定しておりました所期の目的は、十分に達成されと感じております。今後、これらの成果を町政に反映し、鹿部町の発展のために尽力して参ります。

最後に・・・

最後に・・・ 今回の行政視察では学ぶべき部分が大変多く、予定しておりました所期の目的は、十分に達成されと感じております。今後、これらの成果を町政に反映し、鹿部町の発展のために尽力して参ります。

◇視察参加者

- | | |
|------|-------|
| 議長 | 野田 重毅 |
| 副議長 | 佐藤 頼幸 |
| 議員 | 浦 梅吉 |
| 議員 | 朝井 翔二 |
| 議員 | 盛田 鐵次 |
| 議員 | 船橋 敦子 |
| 議員 | 中川 一 |
| 議員 | 伊藤 辰男 |
| 議員 | 川村 裕司 |
| 事務局長 | 川村 利美 |
| 事務局 | 松本 大吾 |
- 以上11名

議会を傍聴してみませんか



次回の定例会は、**9月中旬**に開催される予定です。

～傍聴手続きは簡単です。～
傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。

議会の行事

第1回定例会（3月6日）から第2回定例会（6月14日）まで

3月

- 6～8日 第1回定例会（全議員）
- 15日 鹿部中学校卒業式（議長ほか議員）
- 16日 しかべ幼稚園卒園式（議長ほか議員）
- 17日 鹿部小学校卒業式（議長ほか議員）
- 21日 鹿部町社会福祉協議会評議員会（議長）
- 23日 TPP交渉参加問題に関する道南地域集会（議長）
- 27日 南渡島消防事務組合第1回議会臨時会（関係議員）
- 29日 教職員合同送別会（議長）

4月

- 5日 春の交通安全キャラバン隊来町（議長）
- 6日 鹿部小学校入学式（議長ほか議員）
鹿部中学校入学式（議長ほか議員）
- 9日 しかべ幼稚園入園式（議長ほか議員）
鹿部町林野火災予消防対策協議会（議長）
- 10日 議会運営委員会（関係委員）
- 16～19日 議員行政視察
（広島県他、議員9名参加）
- 20日 鹿部町町内会連合会総会（朝井）
- 23日 議会運営委員会（関係委員）
平成24年第1回臨時会（全議員）
鹿部救難所幹事会（議長）
- 27日 鹿部町交通安全推進員会総会（議長）

5月

- 10日 総務経済常任委員会所管事務調査（関係委員、議長）
- 11日 民生文教常任委員会所管事務調査（関係委員）
渡島福祉会評議員会及び理事会（議長ほか関係議員）
- 14日 南渡島消防事務組合第2回臨時会（関係議員）
- 15日 渡島総合開発期成会総会（議長）
- 19日 鹿部中学校体育祭（議長ほか議員）
- 21日 鹿部商工会総会（議長）
- 28日 渡島町村議会議長会役員会（議長）
- 29日 財務省函館財務事務所主催「財務行政懇話会」（議長ほか議員）
- 30日 鹿部町温泉観光協会通常総会（議長）

6月

- 5日 渡島町村議会議長会臨時総会（議長）
北海道町村議会議長会定期総会（議長、局長）
- 10日 自衛隊函館地方協力本部創立56周年記念祝賀会（議長）
- 11日 議会運営委員会（関係委員）
- 14日 平成24年第2回定例会（全議員）

北海道町村議会議長自治功労者表彰 （議長在職7年以上）

この度、地方自治の振興発展に寄与された功績に対し、北海道町村議会議長会より、野田議員が表彰され、先日札幌市で開催された北海道町村議会議長会定期総会において伝達が行われました。



野田重毅議員

